

## 災害時における応急対策の協力に関する業務協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生（そのおそれがある場合を含む。以下同じ。）した場合における甲の管理する道路、下水道等の公共土木施設（工事施工中の施設を含む。以下「公共土木施設」という。）の応急対策及び災害復旧等に係る業務（以下「災害応急等業務」という。）を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、被災施設の早期復旧と被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生した場合において、公共土木施設に被害が発生したときの当該公共土木施設の災害応急等業務に適用するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害応急等業務の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

### （協力体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り速やかに災害応急等業務を実施するものとする。

2 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙の会員のうち千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者の担当業務を定めるなど協力体制を整備するものとする。

3 乙は、前項の協力体制を整備したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

### （完了報告）

第5条 乙は、災害応急等業務を完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月10日